

## 1. 第1章「先史の文化諸段階」の概要

(以下、引用文は新日本出版社版によります。また、下線は引用者によるものです。)

「モーガンは、専門の知識を用いて人類の先史をはっきり体系づけようとした最初の人である。」

→「野蛮」「未開」「文明」という3つの時代区分

→さらに、「野蛮」と「未開」をそれぞれ「下段階」「中段階」「上段階」に区分。

### (1)野蛮時代

#### ①下段階

人類は熱帯・亜熱帯の森林中に棲息(部分的には木の上に)。

果実、木の実、草根を食用に。音節のある言語の形成。

この状態の直接の証拠はないが、動物から人類への移行期として、存在を仮定せざるをえない。

#### ②中段階

火を利用して、魚類を食用に。それにより、川や海岸・湖岸に沿って移動可能に。

石器の使用。棍棒と槍の発明。獣肉もときどき食物に。

#### ③上段階

決定的な武器としての弓矢の発明。獣肉が日常の食糧となり、狩猟が労働部門に。

村落定住のいくつかの芽生え。生活資料の生産、木器と木具、樹皮や葦の籠、磨製の石器など。

### (2)未開時代

#### ①下段階

土器製作の導入(籠や木器が燃えないようにした)。

これ以降、天然資源の違い(下記)により、東半球と西半球は異なる発展過程に。

▽東半球(ヨーロッパ)

飼いならしに適した動物のほとんど全てと、栽培に適した穀種のほとんどがあった。

▽西半球(アメリカ)

ラマ(アメリカラクダ)とトウモロコシしかなかった。

#### ②中段階

▽西半球(アメリカ)

灌漑による食用植物の栽培と、家屋建築における日干し煉瓦と石の使用で始まった。

ヨーロッパ人が征服するまで、この段階を越えた所はなかった。

スペイン人による征服が、それ以上に進む自立的発展を一切断ち切った。

▽東半球(ヨーロッパ)

家畜(搾乳動物と食肉動物)の飼いならして始まった。

植物栽培は、この時代の末になるまで、まだ知られていなかった。

畜群の形成、遊牧生活の招来。牧草の豊かな河川流域の平原で生活。

### ③上段階

鉄鉱の溶解で始まった。表音文字の発明、文学的記録の作成で文明時代に移った。

この段階を自立的にたどったのは東半球のみ。

家畜にひかせる鉄製の犁頭(すきさき)により、畑地耕作が可能に。生活手段の増加。

発達した鉄器、ふいご、手臼、土器製作用のろくろ、オリーブ油とブドウ酒、高度な金属加工、車と戦車、角材と厚板を使った造船、芸術的建築、ホメロスの叙事詩とギリシア神話など。

⇒以上は、モーガンをよりどころにした、エンゲルスによる人類の発展図のスケッチ。

→「…それが生産から直接ひきだされているだけに争う余地のない特徴を十分たくさんそなえている。」

### ●(エンゲルスによる)まとめ

野蛮時代	主としてできあいの天然産物を手に入れる時期で、人間の製作物は、主としてこの入手のための補助道具である。
未開時代	牧畜と農耕をいとなみ、人間の活動によって天然産物の生産を高める方法を習得する時期。
文明時代	天然産物のさらにすすんだ加工を習得する時期、つまり真の産業と技術との時期。

## 2. 第2章「家族」の概要

### ①イロクオイ族の血族呼称制度(参考資料の【図2】参照)

(すべてのアメリカインディアン、インドの原住民、デカンのドラヴィダ諸部族なども同様)

→この呼称制度は、現地に現存する家族形態とは異なっている。

(実在していたのは、「対偶婚[排他的でない、ゆるやかな一夫一婦婚]家族」であった。)

→しかし、この呼称に一致する「家族形態」は、19世紀の前半にハワイで存続していた。

→にもかかわらず、ハワイにおける「血族呼称制度」は、これとは異なっていた(次項)。

### ②ハワイにおける血族呼称制度(参考資料の【図1】参照)

→しかし、この呼称制度も、現地(ハワイ)に現存する家族形態とは異なっている。

### ●これらのことから分かることは？

→家族形態は、より本源的な「②の形態」から「①の形態」へと発展したのではないか。

→モーガン「家族は能動的な要素である。それは決して停滞せず、社会が低い段階から高い段階に発展するにつれて、低い形態から高い形態に進む。…これに反して、血族呼称制度は受動的であって、時のたつうちに家族がなしとげた進歩を、長い時期をへだてて記録するだけであり、家族が根本的に変化した場合にだけ、根本的に変化する。」

→マルクス「政治的・法律的・宗教的・哲学的な諸制度一般についても同じことが言える」

●では、家族はどのように発展してきたのか？

(1)無規律性交の時期

「歴史のうえで議論の余地なく立証でき、かつ今日でも諸々方々で研究できる最古のもっとも本源的な家族形態としてわれわれがみいだすものは、実際にはどのようなものか？ 集団婚、すなわち男子の全集団と女子の全集団とが互いに相手を所有しあっている、ほとんど嫉妬の余地を残さない形態である。」

(2)血族婚家族

「家族の第一段階。ここでは、婚姻集団は世代によって分けられる。家族のわく内にあるすべての祖父たちと祖母たちがすべて互いに夫婦であり、彼らの子どもたち、つまり父たちと母たちも同じくそうであるし、その子どもたちもまた共同配偶者の第三群をなすであろうし、さらにその子どもたち、つまり第一群の曾孫たちも第四群をなすであろう。」

→上述の「ハワイ式血族呼称制度」(参考資料の【図 1】)の形をとった家族形態

→相互性交から、世代間(親と子など)の関係を除外。

(3)プナルア婚家族

→姉妹と兄弟を相互性交から除外した。

→「実のきょうだいをまずもって個々の場合に性交から排除することにはじまって、それがしだいに決まりになり(ハワイでは今世紀になってもまだ例外が見られた)、ついには傍系のきょうだい、つまり今日の名称によれば、いとこ、またいとこ、またまたいとこのあいだでさえ婚姻が禁止されるようになったのであろう」

→「モーガンによると、これは『自然淘汰の原理の作用のすぐれた例証』である。」

→こうして近親生殖を制限された諸部族が、より急速、完全に発展し、さらには氏族制度へと発展。

→ハワイに実在した、イロクオイ族の血族呼称制度(「アメリカ式血族呼称制度」)(参考資料の【図 2】)の形をとった家族形態

→「だからここにはじめて、以前の家族秩序のもとでは無意味だったであろう甥と姪、従兄弟と従姉妹という類別が必要になってくる。」

▽集団婚家族における女系の意味

「どんな形態の集団婚家族のもとでも、子どもの父がだれであるかは確かではないが、その母がだれであるかは確かである。[...]だから、集団婚が存在するかぎり、出自が母方によってだけ証明でき、したがって女系だけが認められるのは明らかである。」

▽氏族制度の発生

【参考】「氏族」とは？

「共通の祖先をもつこと、あるいは、もつという意識による連帯感のもとに構成された血縁集団。父系もしくは母系のどちらか一方の血縁関係によって結ばれている。」(『大辞泉』)

「氏族という制度は、圧倒的多数の場合に、プナルア婚家族から直接発生したらしい。」  
「プナルア婚家族は、[...]母権氏族を導き出す既成の出発点となった。」

#### (4)対偶婚家族

▽「対偶婚家族」とは？

…モーガンが名付けた、排他的でない、ゆるやかな一夫一婦婚の家族のこと。夫婦どちらの側からもたやすく解消できる個別婚である。

▽氏族制度が発展→集団婚の範囲が制限される(互いに通婚できない「兄弟」「姉妹」の増加)  
→対偶婚の成立へ。

▽母権制の転覆へ

- ・対偶婚の発展→母親だけではなく、父親も出自をたどれるようになった
  - ・食物の調達と、それに必要な労働諸手段の調達は、夫の任務→労働諸手段も夫が所有
  - ・未開時代における牧畜の発展→蓄積された富が家族の私的所有に
- ⇒「この富は、一方では男子に女子よりも重要な地位をあたえ、他方では、この強まった地位を利用して伝来の相続順位を子どもたちの利益になるようにくつがえそうとする衝動を生みだした。」  
⇒「女系による出自のたどりと母方の相続権とはくつがえされ、男系による出自のたどりと父方の相続権が定められた。」  
⇒「母権制の転覆は、女性の世界的な敗北であった。」

▽「家父長家族」の成立へ

#### (5)一夫一婦婚家族

▽対偶婚家族から、一夫一婦婚家族へ

この制度により、父親から子どもたちに、父の財産を確実に引き継がせる。  
→もはや、婚姻紐帯を、勝手に解消することは許されない。

▽男性による女性の隷属化

- 一夫一婦婚は「女にとつてだけ一夫一婦婚であつて男にとつてはそうではない」
- 「婚外性交は、他のすべてのものと同じくまさしく一つの社会的制度であつて、それは昔の性的自由を存続させる—男子のために」

▽近代的家族における女性の地位

「近代の個別家族は、妻の公然または隠然の家内奴隷制の上にきずかれており、[...]夫は今日、少なくとも有産階級のあいだでは、大多数の場合、稼ぎ手、家族の養い手でなければならず、そしてこのことが夫に支配者の地位をあたえる」  
「夫は、家族のなかではブルジョアであり、妻はプロレタリアを表わす。」

#### ●エンゲルスによるまとめ

▽人類発展の主要な段階に照応した、三つの主要な婚姻形態

野蛮時代	集団婚
未開時代	対偶婚
文明時代	姦通と売春とによって補足された一夫一婦婚

▽来たるべき変革—生産諸手段の社会的所有一—によって、一夫一婦婚はどうなるか。

⇒「それは消滅するどころか、むしろはじめて完全に実現されるであろう」

- ・賃労働・プロレタリアートは消滅し、金銭と引き換えに行われる売春も消滅する。
- ・個別家族は社会の経済的基単位であることをやめる。
- ・私的家政(子どもの扶養、養育など)は、社会的産業に転化する。
- ・婚姻関係における「男子の優位」と「婚姻の解消不可能」が消滅し、愛の続いている婚姻だけが道徳的になる(愛情がなくなれば、離婚することが双方にとっても社会にとっても善事になる)。

### 3. おまけ—日本における現行の婚姻制度

#### ●日本国憲法 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2. 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

#### ●民法

(婚姻適齢)

731 条 男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

(重婚の禁止)

732 条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

(再婚禁止期間)

733 条 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

2 女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

(近親者間の婚姻の禁止)

734 条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第八百十七條の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

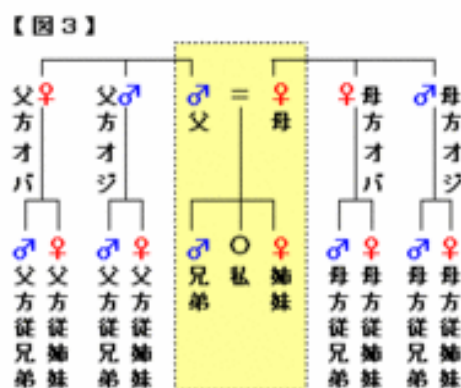
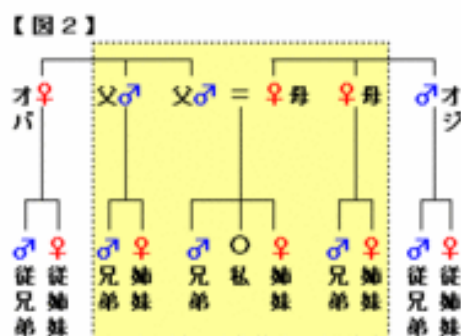
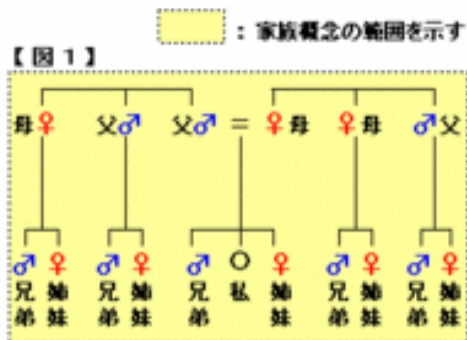
(直系姻族間の婚姻の禁止)

735 条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八條又は第八百十七條の九の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

以上

■参考資料

(<http://bbs.jinruisi.net/blog/2008/06/000404.html>より引用)



進化段階	技術・生産形態	財産制度	親族組織			社会組織
			出自	家族形態	親族名称	
野蛮時代 savagery	前期 食物採集	共有財産	(乱婚)→血縁家族		マレー型	性に基づく 社会組織
	中期 火の使用・漁労		母系	フサリア家族 トララン・ ガノニア型	氏族	
	後期 弓矢の使用・狩猟				父系	家父長家族
未開時代 barbarism	前期 土器製作	私有財産	父系	家父長家族	アリア・ セム・ウラル型 (ヨーロッパ型)	部族連合
	中期 牧畜・農耕					
	後期 鉄器製作					
文明時代 civilization	文字の使用					国家